

第63回「法の日」週間行事を実施しました

10月1日は「法の日」です。

「法の日」は、昭和35年、政府によって「国を挙げて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。これに基づき、裁判所、法務省及び日本弁護士連合会では、毎年10月1日からの1週間を「法の日」週間としています。広島県内では、この「法の日」週間にあわせて、裁判所・検察庁・法務局・弁護士会・法テラスが協力し様々な行事を行っています。

ここでは、実施した行事の中でも主な行事である「法の現場」見学ツアーについて紹介します。

令和4年度実施分

ツアーの概要

- ・ **内容**
各機関の施設見学及び業務説明など
- ・ **実施日時**
 - < Aコース > 10月14日(金) 13:30~16:35
 - < Bコース > 10月18日(火) 8:45~11:50
 - < Cコース > 10月26日(水) 13:30~16:35
- ・ **見学先**
 - < Aコース > 広島地方検察庁→広島家庭裁判所→広島弁護士会
 - < Bコース > 広島地方裁判所→広島地方検察庁→法テラス広島
 - < Cコース > 広島弁護士会→広島地方裁判所→広島法務局
- ・ **所要時間**
各コース 約3時間5分
(1機関当たりの見学時間は50分程度)
- ・ **定員**
各コース 10名

参加者の感想

- ・ なかなか入る機会のない場所を見学できてよかった。貴重な経験となった。
- ・ 法曹機関というと怖いイメージがあったが、どの機関でも優しく質問に答えてくれた。
- ・ 将来の進路を考える上で参考になった。
- ・ 現場の空気感を感じたり、テレビ等で聞いたことと実際の現場の違いを学ぶことができた。
- ・ 司法の場を身近に感じることができ、とても有意義な時間だった。

ツアーの様子は次ページから👉

Aコース 令和4年10月14日(金) 13:30~16:35

広島地方検察庁



検察官から検察庁の業務について説明（写真）があり、検察官執務室や被害者相談室などを見学していただきました。

広島家庭裁判所



職員から家庭裁判所の役割について説明があり、少年審判廷（写真）や調停室、家族面接室などを見学していただきました。

広島弁護士会



弁護士から弁護士会の活動や各法律相談センター事業について説明があり、弁護士会館を見学（写真）していただきました。